

地域金融円滑化のための基本方針

日高信用金庫

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針を定め、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、協同組織金融機関である当金庫にとって、最も重要な社会的使命の一つです。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

2. 金融円滑化措置の適切な実施に向けた体制整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、金融円滑化実施に必要な体制の整備を図っております。

- (1) 金融円滑化を実効性あるものとするために、金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程を制定し、融資部担当理事を「金融円滑化管理責任者」、営業店の店舗長を「金融円滑化責任者」とした組織体制を整備しています。

(平成22年1月19日から実施)

- (2) お客様からのお問い合わせやご相談、ご要望に適切かつ十分に対応するため、各営業店ならびに融資部審査課に「金融円滑化相談窓口」を設置しています。また、経営管理部コンプライアンス課に専用の苦情相談窓口を設置し、対応の充実に努めてまいります。

(平成22年1月19日から実施)

- (3) お客様の経営課題に対する適切なご支援につきましては、営業店が融資部経営相談課と連携し、これまでと同様きめ細やかに対応してまいります。また、中小企業再生支援協議会などの専門家のご紹介、日高振興局と連携したセミナーの開催や地域資源を活かした新たな事業の創設・人材の育成など経営力の向上支援事業に取り組んでまいります。

(平成21年7月に日高振興局と包括連携協定を締結)

- (4) お客様の事業価値をしっかりと見極め、的確に評価できる能力や人材の育成に努めてまいります。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他金融機関や信用保証協会等と連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これら関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

4. お客様の事業の改善または再生に向けた支援を適切に行うための体制整備

当金庫は、貸付条件の変更等を行ったお客様の事業についての改善または再生支援に向け、積極的かつ適切なコンサルティング機能を発揮するために必要な体制整備を図ってまいります。

- (1) お客様の経営改善または再生に向けた取り組みについては、営業店が融資部経営相談課等と連携し支援する体制としております。
- (2) 当金庫では、貸付条件の変更等を行ったお客様について、事業の改善または再生の状況を継続的にモニタリングするとともに、経営相談や経営指導を適切に行い、お客様の主体的な取り組みを支援するため、必要に応じて最適な経営課題を解決するための方策等をご提案することに努めてまいります。
- (3) お客様と当金庫のみでは解決が困難な課題には、税理士や弁護士、中小企業再生支援協議会等の外部専門家や外部機構等と連携しながら、お客様に最適な再生手法等をご提案することに努めてまいります。
- (4) お客様にご提案した再生手法等の内容については、理解と納得性を高めるため、適切かつ十分な説明に努めてまいります。

※ お客様からのお借入れ条件の変更等に関する苦情相談等につきましては、次の相談窓口にて承ります。

経営管理部コンプライアンス課

電話番号 0120—078—390(フリーダイヤル)

受付時間 当金庫営業日の午前9時～午後5時

※ 中小企業や個人事業主のお客様の資金繰り(ご返済条件の変更等を含む)および住宅資金をご利用のお客様のご返済条件の変更等に関するご相談につきましては、最寄りの営業店および次の「金融円滑化相談窓口」にて承ります。

融資部審査課

電話番号 0146—22—7661

受付時間 当金庫営業日の午前9時～午後5時

以上